

平成 28 年 9 月 21 日

会員各位

業務開発委員会
担当副支部長 藤澤章子

支部・専門分野登録制度のご案内

この度、江戸川支部では「専門分野登録制度」を設けることにしました。

毎年、行政機関や各種団体等から当支部あてに相談員、講師等として支部会員を派遣するよう要請があります。

社労士の社会的信用と知名度を高める必要性から、要請に適した会員を推薦できるよう、会員の得意分野を把握することが目的です。

会員の皆様には任意で得意分野をご登録いただき、派遣要請にあたっては、登録された会員の中から支部推薦を行います。

なお、本制度は支部独自のものであり、東京会ホームページにおける「会員検索システム」とは異なります。

従って、支部ホームページからの閲覧・検索機能を有するものではありません。

1. 江戸川支部・専門分野登録制度とは

東京会および区役所・労働基準監督署・年金事務所など行政からの相談員・指導員の派遣要請、商工会議所など各種団体からの相談員・講師派遣の需要がある場合、現行、支部会員の推薦を行うにあたり、その人選は都度メーリングリストによる公募、また急を要するときは個別に依頼し対応してきました。

今後も、それらの要請に対し、機動的に的確な人材を推薦し、夫々のニーズに十分応えていくことは当然であります。業歴の若い会員が自身の得意とする専門分野を持ちながら、それを活かす機会が訪れない現状も予想され、キャリア形成の選択肢の一つとして専門分野登録制度を活用できればと思料します。

予め専門分野を登録していただき、支部へ要請があり次第、各ジャンルに登録された会員の中から人選を行い、支部推薦の社労士として活動していただくものであります。

なお、登録されても必ずしも業務依頼がある訳ではありませんことをご了承ください。

2. 応募資格

登録制度へ応募にあたっては、江戸川支部会員であり、次の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 支部会費を納入されている方
- (2) 登録ジャンルにおいて実務経験が1年以上ある方

- (3) 随時、派遣要請に応えることが出来る方（時間的な融通が可能な方）で、登録分野において日頃切磋琢磨されている方
- (4) 支部研修参加、政治連盟会費納入等、日頃支部活動に協力的な方

3. 応募方法

- (1) 平成 28 年 9 月 26 日以降、別紙「専門分野登録申込書」に必要事項を記載の上、申込ください。ただし、申込専門ジャンル数は、3 項目を限度とします。
- (2) 登録したジャンルは、登録後 1 年以上経過すれば、追加・変更可能です。

4. 応募期限

特に期限は定めません。平成 28 年 9 月 26 日以降、随時受付します。

5. 応募先

E-mail : 藤澤 office@akiko-sr.jp

Fax : 北村 03-3652-8770

- 6. お問い合わせ先：業務開発委員会 藤澤 office@akiko-sr.jp
北村 03-3652-8779

以 上

添付書類：専門分野登録申込書

専門分野登録申込書

申 込 日	平成28年 月 日	
氏 名		
区 分	開業 ・ 法人 ・ 勤務等（いずれか○で囲む）	
事務所名		
電 話		
FAX		
E-mail		
専門ジャンル別	申込欄：○を記載（講師可能の場合は、講師可能も○で囲む）	
1. 就業規則		講師可能
2. 助成金		講師可能
3. 労使紛争（ADR）		講師可能
4. 給与計算		講師可能
5. 賃金管理・賃金規程		講師可能
6. 公的年金		講師可能
7. 確定拠出年金		講師可能
8. 介護保険		講師可能
9. 安全衛生		講師可能
10. ストレスチェック		講師可能
11. 教育・研修・訓練		講師可能
12. 労災保険		講師可能
13. 人事制度・評価		講師可能
14. 高齢者雇用管理		講師可能
15. 障害者雇用管理		講師可能
16. 面接・採用		講師可能
17. 福利厚生		講師可能
18. 労働条件審査		講師可能
19. 学校教育		講師可能
20. ワーク・ライフ・バランス		講師可能
21. キャリア・コンサルタント		講師可能
22. 人材派遣業許可申請		講師可能
23. 成年後見制度		講師可能

申込の○は、3 ジャンル以内